伊達市まちづくり活動助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市民が協働して取り組み、まちづくりに対し有益と認められる活動に要する経費について、予算の範囲内において伊達市まちづくり活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、伊達市補助金等交付規則（平成23年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第２条　助成の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1)　活動拠点又は主たる活動場所が市内にあること。

(2)　構成員が３人以上であり、かつ、構成員の過半数が伊達市民であること。

(3)　継続的な活動を行うことが見込まれること。

(4)　政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動を行っていないこと。

(5)　団体及び構成員が伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第２号）第２条第１号から第４号までに掲げる者に該当しないこと。

（対象となる活動）

第３条　助成の対象となる活動は、地域社会の発展及び公共の利益に資する活動であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　市内で行われる活動であること。

(2)　市民が主体となって実施するもの

(3)　公共性及び継続性があるもの

(4)　市民による新たな発想や手法、地域の資源等を生かした活動であること。

(5)　活動の成果がまちづくりの推進に寄与することが見込まれるもの

(6)　当該活動に関する初回の申請に当たっては、申請する団体が新たに取り組む活動であること。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成の対象としないものとする。

(1)　特定の個人、法人又は団体の金銭的な利益につながる活動

(2)　政治又は宗教に関する活動を主たる目的とする活動

(3)　国、地方公共団体又は民間からの補助金等の対象となる活動（会場使用料等の減免を除く。）

（対象経費）

第４条　助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　講師等謝礼

(2)　交通費（１日当たり、一人5,000円を上限とする。）

(3)　消耗品等購入費（備品を除く。）及び印刷製本費

(4)　郵便料、通信料及び保険料

(5)　警備委託料、催物等会場設営委託料等

(6)　会場使用料及び借上料

(7)　その他市長が必要と認める経費

（助成金額）

第５条　助成金額は、前条に規定する対象経費から当該活動に伴い生じた収益を除した額（当該額に1，000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は50，000円のいずれか低い方の額とする。

（交付回数）

第６条　助成金の交付回数は、同一団体（団体の構成員、代表者等から同一のものと認められるものを含む。）につき、同一年度当たり１回とする。

２　同一の活動に対する助成金については、当該活動に対し初めて助成金を交付した日の属する年度から起算して連続する３年度を限度とし、３回まで交付できるものとする。

（交付申請）

第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊達市まちづくり活動助成金交付申請書（様式第１号）に、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

（交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び選考を行い、支給することが適当と認めたときは、助成金の支給の決定を行うものとする。

２　市長は、前項の規定により、助成金の支給の可否を決定し、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、活動の完了後30日を経過する日又は助成金の交付決定日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1)　伊達市まちづくり活動助成金実績報告書（様式第３号）

(2)　対象経費に係る領収書等の写し

(3)　当該活動により生じた収益がある場合は、金額及び内訳を確認できる書類

(4)　その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付）

第10条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、第８条に規定する交付決定の内容に適合していると認めたときは、交付額を確定し、交付決定者に対し助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第11条　市長は、第８条の規定により交付を決定した旨の通知をした者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1)　偽りその他の不正の手段により助成金の決定を受けたとき。

(2)　助成金を他の用途に使用したとき。

(3)　この告示の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。

（委任）

第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、令和７年５月１日から施行する。